

平成28年第4回定例会

総務企画常任委員会会議概要

委員長 奈良岡 隆

副委員長 村川 みどり

1 開催日 平成29年1月6日（金曜日）

2 開催場所 第1委員会室

3 審査案件

諮問第29号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

諮問第30号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

○出席委員

委員長	奈良岡	隆	委員	仲谷	良子
副委員長	村川	みどり	委員	大矢	保
委員	山脇	智	委員	赤木	長義
委員	奈良	祥孝	委員	花田	明仁
委員	小豆畑	緑			

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

なし

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 石澤 貴志 議事調査課主査 加藤 典和

○奈良岡隆委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、総務企画任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、さきの本委員会において審査した諮問第 29 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」及び諮問第 30 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」の計 2 件の諮問に対する答申書（案）の内容の審査に特化したものであるため、本日の委員会には理事者を招集しておりませんので、あらかじめ御了承願います。

それでは、今期定例会において本委員会に付託され、さきに棄却すべきであると答申すべきものと決した諮問 2 件に対する答申書（案）について、ただいまから審査いたします。

諮問第 29 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」及び諮問第 30 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」の計 2 件については、内容に関連があることから一括議題といたします。

まず、さきの本委員会において、両諮問に対してどのように意見を述べるかについては、答申書を作成し答申することとし、答申書（案）の作成については、正副委員長に一任されました。

また、両諮問については、いずれも全員異議なく、審査請求について棄却すべきであると答申すべきものと決したところであります。

そこで、両諮問に対する答申書（案）をお手元に配付しておりますので、答申書（案）の内容について、副委員長から説明をさせます。

村川副委員長、お願いします。

○村川みどり委員 それでは、諮問第 29 号及び諮問第 30 号の内容について御説明いたします。

「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」の答申書（案）の内容であります。お手元の答申書（案）のとおり、「下水道使用料の督促に係る事務は、違法、不当とは認められず、処分庁である企業局長が行った処分は、妥当である。したがって、下水道使用料の督促処分に対する審査請求については、棄却すべきである。」

以上の案を提案したいと思います。

○奈良岡隆委員長 それでは、ただいま説明のありました両諮問に対する答申書（案）について、御意見等いただきたいと思っております。御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 それでは、本答申書（案）のとおり答申することによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員 それでは、本答申書（案）のとおり答申することに決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました諮問に対する答申書（案）の審査は終了いたしました。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

（ 審 査 終 了 ）